



申請の際には、書類の提示が必要となります。裏面の注意事項を必ず御確認ください。

## 【申請に際しての注意事項】

- 1 申請には、以下の書類が必要です。
  - ア 申請する車両の自動車検査証の写
  - イ 申請書記載の事業内容を行うことが証明できる書類の写し
    - 【障害福祉サービス】
      - ・ 障害者総合支援法に基づく指定証
      - ・ 旧法指定施設の継続指定を行う旨の通知
      - ・ 基準該当サービス事業所であることの市町村からの通知等
    - 【介護福祉サービス】
      - ・ 介護保険法に基づく指定証等
- 2 駐車スペースに収まらない大型車両（マイクロバスなど）については、利用証交付の対象外としています。
- 3 不適切な利用があった場合には、利用証を返却していただくことがあります。
- 4 利用証交付の対象となる方が同乗する場合のみお使いいただけます。

## 【利用証取得後の御協力依頼事項】

運転手のほかに介助者が同乗している場合などで、一般用駐車場の利用で支障が無い場合には、可能な限り出入り口付近で利用者を降ろし、一般用駐車場へ停めていただきますよう御協力ください。

## 【その他】

記載された情報は、鳥取県ハートフル駐車場利用証の貸出等の事務に必要な場合のみに使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。